

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による神通川流域第3次地区塚原換地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成15年7月10日

婦中町長 大島 外 夫



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	大字名	従前の大字の区域を変更し、大字「分田」に編入する区域	
		字名	地番
婦中町	下礮田	—	749の1の一部、749の3、750の1の一部、750の3、751の3の一部
	塚原	塚原	61の1の一部

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

市町村名	大字名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「塚原」に編入する区域	
		字名	地番
婦中町	分田	—	180の一部、180の2の一部、180の3
	下礮田		749の1の一部、750の1の一部、751の1、751の3の一部、752の1、752の3、753の1、753の3、754、755の1、755の3、756の1、757の1
	上礮田		1の1、1の4から1の6まで、2の1、3の1、4から9まで、10の1から10の3まで、11の1から11の4まで、12の1から12の3まで、13の1から13の3まで、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、16の2、17の1、17の2
	大石割		179の3、179の5、179の7から179の9まで、180の1、180の3

	三ッ屋島割	483の19から483の21まで、483の24、483の25、 494の1、494の2、494の5から494の8まで、 495の1、495の4から495の7まで、495の10、 496の3、496の4、498の2、 498の8から498の10まで
	川除下割	209の1、209の2、209の5から209の10まで

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
婦中町	塚原	塚原	1の1、2の1、4の1、4の3、5の1、6、 7の1から7の3まで、8、9の2から9の4まで、 10の1から10の3、14の1から14の5まで、 15の1から15の3まで、16の1から16の3まで、 17の1から17の3まで、18の1から18の3まで、 19の1から19の7まで、20から26まで、27の1、27の2、 28の1、28の4から28の6まで、29の1、30、31の1、 32から42まで、43の1、43の2、44の1、44の2、 45の1、45の2、46の1、46の2、47の1、47の2、 49の1から49の3まで、50から52まで、 53の1から53の4まで、54の1から54の3まで、 55の1から55の4まで、56の1から56の3まで、 57の1、57の2、58の1、58の2、59の1、59の2、 60の1、60の2、61の1の一部、61の2、62の1、62の2、 75の1、75の2、76の1、76の2、77から83まで、 84の1、84の2、85の1、85の2、86、 87の1から87の3まで、88の1、88の2、 89の1から89の3まで、90の1から90の3まで、 91の1から91の3まで、91の5、91の6、92、 93の1から93の3まで、94の1から94の6まで、 94の8、96の2、97の1から97の4まで、 98の1から98の5まで、99の1から99の4まで、

100の1から100の4まで、101の1から101の5まで、
102の1から102の3まで、103の1、103の2、
104の1、104の2、105の1、105の2、
106の1から106の3まで、107の1、107の2、
108の1から108の4まで、109の1、109の2、
110、111、112の1から112の6まで、
113から117まで、118の1、118の2、
119の1から119の3まで、120の1から120の3まで、
121の1から121の3まで、122の1から122の3まで、
123の1から123の3まで、124の1から124の5まで、
125の1から125の5まで、126の1から126の5まで、
127の1から127の3まで、128の1、128の2、
129の2、129の4、130の1、130の3、
131の1から131の3まで、131の5、
132の1から132の3まで、133の1、133の2、
134の1、134の2、135の1、135の2、
136の1、136の2、137の2、
138の2、138の3、139の1、139の2、
140の1、140の2、141の1から141の3まで、
142の1、142の2、143、144、145の1、
145の2、146の1、146の2、147、148、
149の1、149の2、150の1、150の2、151、
152の1、152の2、153の1から153の3まで、
154の1、154の2、155の1、155の2、
156の1、156の2、157の1、157の2、
158から161まで、162の1、162の2、163の1、
163の2、164の1、164の2、165の1、165の2、
166の1から166の4まで、167の1から167の4まで、
168の1、168の2、169の1、169の2、
170から172まで、173の1、173の2、174の1、
174の2、175の1から175の3まで、
176の1から176の4まで、177から182まで、
183の1、183の2、184の1、184の2、185の1、
185の2、186の1、186の2、187から190まで、
191の1から191の3まで、192の1から192の3まで、
193、194、195の1、195の2、196、197、

		198の1から198の4まで、199の1から199の3まで、 200の1から200の3まで、201の1から201の6まで、 202の1から202の4まで、203
	干場割	59の2
	島黒瀬	67の1、67の2、67の5から67の10まで、81の1、 103の2、104の2、105の2、106の2、107の2、 107の3、112の2、112の7、113の1、113の2、 113の7、113の8、114の1、114の2、114の6、 115の1、115の2、116、117、118の1、 118の2、119の1、119の2、120の1、120の4、 122の1から122の4まで、123の1から123の3まで、 124の1から124の3まで、125の1から125の3まで、 126の1から126の3まで
	塚原上	2370の1、2370の4、2370の6から2370の10まで、 2384の1、2384の3から2384の5まで、 2386の1、2387の1、2387の4から2387の9まで

上記の区域内にある国有地の全部を含む。